

公益社団法人 日本薬理学会の発足

平成 24 年 1 月 4 日付で公益社団法人への移行が完了しましたことをご報告いたします。

公益法人化は今期理事会における重要な活動の一つと位置付けてまいりました。鈴木総務委員長や小口財務委員長をはじめとする理事会ワーキンググループメンバーのご尽力と事務局職員の協力で、暫定的な特例民法法人から無事に公益社団法人への移行が完了しました。昨年は、東日本大震災の影響で年会時に定例の総会を開くことができませんでしたので、近畿部会と西南部会に合わせて二回総会を開催して定款を含む諸規則の改訂を行い、平成 24 事業年度の開始に合わせて公益法人化を完了することができました。ここに改めて皆様に感謝申し上げます。

公益社団法人は、その活動の公益性が公知され、社会的地位を認められるとともに、税制上の優遇措置も得られる一方で、常に公益性が問われることとなります。特に、会計処理につきましても、年会などの学術集会も法人会計と一体化されますので、従来よりも注意すべき点が増えると思います。また、代議員が構成する総会の理事会から独立した優位性や理事会によるガバナンスも求められています。公益法人化について繰り返し説明してきましたように、日本薬理学会において、学術評議員および学術評議員会の果たしてきた役割は非常に大きく、今後の運営や学術の発展のためにも不可欠ですので、学術活動や役員選出を含む学会運営において、引き続き先導的な役割を果たしていただきたいと考えております。

公益社団法人化は完了しましたが、学会活動のより一層の活性化や財務の健全化などの課題は残されています。引き続き、会員の皆様と一緒に日本薬理学会および薬理学の発展に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご協力を宜しくお願いいたします。

平成 24 年 1 月 公益社団法人 日本薬理学会
理事長 松木 則夫